

令和7年度（2025年度）地域の絆強化事業 「選抜NPO法人強化育成事業」企画提案募集要項

1 事業名

令和7年度（2025年度）地域の絆強化事業「選抜NPO法人強化育成事業」

2 目的

急速に進む少子高齢化や個人の価値観・ニーズの多様化など社会情勢の変化に伴い、地域の繋がりが希薄化しており、医療・福祉、教育・子育て、まちづくりなどの多様な地域課題に対して、行政や地域住民などの既存の担い手だけでは対応が難しくなっている。

このような中、既存の担い手と協働しながら、社会貢献活動の中核として活躍できるNPO法人（特定非営利活動法人）等に期待が寄せられているが、そのNPO法人等も資金面の不安や人材不足などの問題を抱えている。

本事業は、明確なビジョンを持ち意欲的に活動するNPO法人に対して、本県（委託事業者）がきめ細かい伴走型の支援を行うことにより、その組織基盤を安定させ、最終的には「認定」取得に繋げていくなどのレベルアップを図り、地域社会の維持発展や地域課題の解決を促進することを目的とする。

3 事業の実施方法

NPO法人が地域の絆づくりの担い手の核となれるよう育成支援することを目的とした事業であり、効果的かつ円滑な事業遂行のため、セミナー等の企画力、コンサルティング能力及び運営力、実績等を備えた事業者には業務を委託して実施する。

4 委託する業務の内容

仕様書のとおり

5 事業実施期間

契約の日から令和8年（2026年）3月13日（金）まで

6 予算上限額

1, 120, 790円（消費税及び地方消費税を含む）

※ この金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、業務委託の内容に係る予算規模を示したものである。

7 対象経費について

委託事業の実施に必要な諸経費

（例）人件費、謝金、旅費、使用料、会場借料、募集広告費、消耗品費、事務費等

※ 備品の取得（原則として取得単価が10万円を超えるもの）は対象外とする。

※ 原則として領収書等により要した費用を確認できるものを対象とする。

※ 従来の経費を単に本事業に振り替えることや、事業内容との関連性が認められない経費、公的な資金の用途として不適切と認められる経費の計上は不可とする。

8 委託先の選定

(1) 選定方法

プロポーザル方式とする。委託先の選定に当たっては、企画提案書の内容審査を行い、適当と認められる応募者を予算の範囲内で採択する。

(2) 審査項目及び方法

審査委員会により以下の審査項目に基づく審査を行い、3名の審査員の合計点が最も高い団体を受託者とする。

応募者が1団体の場合は、全ての審査員が、以下(1)～(7)の審査項目において配点の6割以上の評価をした場合に、当該団体を受託者とする。

なお、プレゼンテーションを実施のうえ選定することとするが、この日程については別途通知する。(※6月中旬頃に実施予定)

審査項目	配点
(1) 本事業の趣旨・テーマを十分に理解しているか	10
(2) 事業スケジュールは適切か	10
(3) 選抜した特定非営利活動法人へのきめ細かい伴走型支援及び組織基盤の安定化によるレベルアップを期待できる内容であるか	30
(4) 選抜した特定非営利活動法人への支援を行う能力を備え、これまでに支援の実績が十分にあるか	14
(5) 広報のやり方は効果的か	10
(6) 事業を効果的に実施できる体制となっているか	10
(7) 事業経費の積算は事業内容と関連性が明確であり、積算根拠も妥当な内容となっているか	10
(8) 熊本県ブライト企業の認定を受けているか	1
(9) 障害者支援施設等からの物品及び役務の調達実績(当該年度又は前年度)があるか	1
(10) 事業活動温暖化対策計画書制度の対象事業者(義務及び任意)、エコアクション21、RE100、再エネ100宣言RE Actionのいずれかの認証等を受けているか	1
(11) 森林吸収量認証書の交付実績(当該年度又は前年度)があるか	1
(12) 熊本県SDGs登録制度に登録しているか	1
(13) パートナーシップ構築宣言をポータルサイトに登録しているか	1
合 計	100点

(3) 審査結果の通知

すべての応募者に対し、審査結果を書面にて通知する。なお、採用された応募者については、県のホームページで公表する。

9 参加資格

次の要件をすべて満たしている法人とする。

- (1) 熊本県内に主たる事務所を有し、主に熊本県内で活動していること。
- (2) 委託事業を遂行するに足る能力を有するものであること。
- (3) 県税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (4) 宗教活動や政治活動を目的とする団体、暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体でないこと。

- (5) 代表者及び役員について、法律行為を行う能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び禁固以上の刑に処せられている者が含まれていないこと。
- (6) 特定の公職者（候補者を含む。）又は政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体でないこと。
- (7) 本県から指名停止措置を受けていないこと。

10 応募方法等

(1) 募集期間

令和7年（2025年）4月25日（金）から
令和7年（2025年）5月30日（金）午後5時まで

(2) 応募時提出書類

提出部数：正本1部とそのコピー4部（計5部）

- ① 参加申込書（様式1）
- ② 企画提案書（様式2）
- ③ 実施スケジュール（様式3）
- ④ 経費等内訳書（様式4）
- ⑤ 団体概要書（様式5）
- ⑥ 参加資格確認書（様式6）
- ⑦ 添付書類

ア 定款又は寄附行為の写し

イ 法人登記簿謄本

ウ 直近1事業年度の事業報告書及び決算書又はこれに類するもの

- ⑧ 事業者の取組に関する申出書（別紙）

※ 審査項目(8)～(13)に該当がない場合は提出不要。

(3) 応募方法

令和7年（2025年）5月30日（金）午後5時までに10（2）の書類を持参又は郵送（必着）により以下の提出先へ提出すること。

（提出先）

熊本県 環境生活部 県民生活局 男女参画・協働推進課（熊本県庁新館6階）

住所：〒862-8570 熊本市中央区水前寺6丁目18番1号

TEL：096-333-2286

※ 郵送の場合は封筒に「選抜NPO法人強化育成事業応募書在中」と朱書きすること。

11 契約等について

(1) 契約の方法

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約とし、熊本県会計規則第95条第1項第1号の規定により単独見積とする。

また、委託契約の締結に際し、受託者は熊本県会計規則第77条第1項の規定により契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付するものとする。ただし、受託者が同規則第78条各号に該当する場合はこの限りでない。

(2) 契約についての留意事項

県と受託者との委託契約については、事前に委託仕様書で双方の意思確認を行う。また、採用された内容・規模等については、双方で協議のうえ、変更する場合がある。

12 受託者決定後の手続

- ①見積書の提出
- ②契約保証金の納付
- ③委託契約の締結
- ④業務完了報告書（様式7）及び業務実績報告書（様式8）の提出
- ⑤委託料の支払

13 その他留意事項

- (1) 県は、必要と認めるときは、受託者に対して、書面等にて事業の進捗状況等に関する報告を求めることがあるので協力すること。
- (2) 県は、必要と認めるときは、業務の処理状況について、随時実地に調査することがあるので協力すること。
- (3) 他の事業と明確に区分した経理処理等を行い、収支の内容を証する書類を整備して、会計帳簿とともに事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存すること。
- (4) 事業の実施状況や実績報告等については、その概要等を県のホームページ等で紹介することがある。